

本籍地市区町村と住所地市区町村との連携を前提としたマイナンバーの紐付け

戸籍事務は、戸籍の附票事務を通じて住民基本台帳事務と関連しており、戸籍の附票と住民基本台帳は双方で変更情報を通知する仕組みがある（住民基本台帳法第9条第2項、第19条第1項・第4項）。

この仕組みを利用し、住民基本台帳（住基システム）と戸籍の附票（戸籍情報システム）とがシステムの連携することにより、戸籍情報にマイナンバーを紐付ける方法が最も合理的な紐付け方法と考えられる。

